

○昭和町鉄道利用通学者支援補助金交付要綱

令和2年3月30日

告示第15号

昭和町鉄道利用通学者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外への進学による若者世代等の人口流出を防ぎ、本町への定住促進を図るため、通学定期券購入費用の一部を予算の範囲内において交付することに関し、昭和町補助金等交付規則（昭和49年4月規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 昭和町在住者 昭和町に居住し、かつ本町の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (3) 通学定期券 住所地の最寄り駅から鉄道を利用して県外の大学等に通学するための鉄道会社において発券する通学用の定期券をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、昭和町在住者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住所地の最寄り駅から鉄道を利用して県外の大学等へ通学をする者
- (2) 鉄道会社から通学定期券の発行を受けている者
- (3) 世帯の全員に町税等の滞納がないこと。
- (4) 世帯の全員が昭和町暴力団排除条例（平成24年3月条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 山梨県が提供する県内就職に資するメールマガジンへ登録した者
- (6) 山梨県が実施するアンケート調査について回答した者

(補助対象期間)

第4条 補助金の額の算出の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助対象者が在学する大学等が定める修学年限以内とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、通学定期券の購入額の2分の1の額とし、1月当たり1万円を上限とする。

2 前項の補助金の額の算出に当たり、1月に満たない月の補助金の額は日割り計算により算出する。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、購入した通学定期の通用期間内に、昭和町鉄道利用通学者支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 住民基本台帳及び町税等の収納状況の確認に関する同意書(様式第2号)

(2) 通学定期券の写し

(3) 大学等に在学していることが証明できる書類(学生証、在学証明書等)

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、購入した通学定期券の通用期間内に1回申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は昭和町鉄道利用通学者支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請した者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者(以下「交付決定者」という。)に対して、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、その補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 通学定期券を第三者に貸与し、又は売却等の行為を行ったとき。

(3) 補助金交付決定後の補助対象期間中において、通学定期券の払戻しをしたとき。

(4) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(5) その他町長が不相当と認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、昭和町鉄道利用通学者支援補助金返還通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。この場合において、補助金の返還額は、通学定期券の利用日数等を考慮して町長が決定するものとする。
- 3 前2項に規定する補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還により、交付決定者が損害を受けた場合、町はその賠償の責めを負わない。

（実証調査の実施）

第9条 町長は、本事業に係る予算の適正な執行のため必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は職員に実証調査を行わせることができる。

（協力）

第10条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じて情報の提供及びその他の協力を求めることができる。

（情報の公開）

第11条 町長は、前条の規定により得た情報について、氏名、生年月日、性別、住所その他個人が特定できる情報を除き公表することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

（失効後の経過措置）

- 3 この告示の失効の時に現に第7条に規定する補助金の交付の決定を受けた者については、この告示は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則（令和4年2月28日告示第8号）

この告示は、令和4年2月28日から施行する。ただし、第3条の改正規定は令和4年4月1日から施行する